

3・5 WTO

3・5・1 ドーハ・ラウンドの動き

1. ドーハ・ラウンド全体の動き

2001年11月から交渉が開始された世界貿易機関（WTO）新ラウンド（ドーハ・ラウンド）は、海運を含むサービス分野等、計8分野での交渉一括合意を目指したものの、膠着状態が続いた。そのため、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第9回WTO閣僚会議において全分野一括合意を断念し、貿易円滑化・農業・開発の3分野での合意を目指す「バリ・パッケージ」の妥結に至った。しかしながら、これまでのところ貿易円滑化で部分合意に達した以外、サービス分野も含めて大きな成果は得られていない。

2. 海運を含むサービス自由化交渉の動き

海運サービスは過去のWTO交渉において、サービス貿易自由化に係るWTO協定（GATS）の適用が合意されていない分野である。現在のドーハ・ラウンドにおいてサービス分野の一部としてGATS適用に向けた交渉が行われているものの、参加国・地域が多岐に亘る等の理由により、交渉が難航・長期化している。そのため、2012年、WTOに加盟する有志国・地域が「新サービス貿易協定（TiSA: Trade in Services Agreement）」策定に向けた交渉を開始し、日本も2013年から参加（注1）している。TiSA交渉は2016年内の協定合意の可能性が取り沙汰されたものの、一部の分野で交渉が頓挫、2024年3月時点では先の見通しが立たない状況となっている。

注1：新サービス貿易協定交渉参加国・地域（2016年3月時点）

日本、米国、EU、カナダ、豪州、韓国、香港、台湾、パキスタン、ニュージーランド、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン、モーリシャス（合計23か国・地域（EU各国を含めると50か国・地域））

3・5・2 WTO加盟状況

2024年2月26日から3月1日までアラブ首長国連邦のアブダビにて開催されたWTO閣僚会議（MC13）においてコモロと東ティモールの加入が承認されたことにより、2024年3月現在、WTO加盟国数は166か国・地域（アジア地域からは24か国・地域）、加盟交渉中の国は22か国となっている。

3・5・3 WTOの最近の動き

WTO紛争解決制度における最終審である上級委員会について、かねてより審理・判断が権限逸脱的であると批判していた米国が、2019年12月、同委員会委員の任期満了に伴う欠員補充を承認しなかったため、WTOの紛争処理機能が実質的に停止した（船協海運年報2019ご参照）。紛争処理の制度改革と機能回復が最大の焦点であったMC13では、2024年内の改革実現を目標に掲げる閣僚宣言が採択されたものの、改革の具体的な合意には至らなかった。

WTO の紛争処理機能不全を受け、2020 年 4 月、一部の WTO 加盟国が暫定的な上訴制度として多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント (Multi-party Interim Appeal Arbitration Arrangement (MPIA)) を設立。EU、豪州、カナダ、中国、シンガポール、ニュージーランド、ブラジル等の 52 カ国・地域が参加しており、わが国は 2023 年 3 月より参加を表明した (船協海運年報 2022 「3・5・2」参照)。

また、WTO には 2022 年 2 月にウクライナへの侵攻を開始したロシアも加盟しているところ、同国際組織には除名の規定がない。そのため、ロシアへの対応が加盟国間で異なるなか、同年 3 月、米国、EU、日本は夫々ロシアへの制裁の一環として、WTO 協定に基づく加盟国間の最恵国待遇から同国を除外することを発表。わが国は 2022 年 4 月から同除外措置を実施し、2023 年 3 月 31 日にはその期限を 2024 年 3 月末に延長した (船協海運年報 2022 ご参照)。2024 年 3 月現在、当該措置のさらなる延長有無について日本政府からの発表はない。

以上